

## 公 告

「県公式ホームページリニューアルおよび運用保守業務」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 企画提案書の提出を求める事項

#### (1) 業務名

県公式ホームページリニューアルおよび運用保守業務

#### (2) 委託期間

契約締結日～令和14年3月31日

#### (3) 業務内容

県公式ホームページリニューアルおよび運用保守業務 仕様書のとおり

#### (4) 履行場所

福井県未来創造部DX推進課 等

### 2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人であって、次の要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- ②福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、企画提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本業務の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、選定委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- ③参加資格認定の日において、現に本県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④参加資格認定の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤福井県に事業所または事業所を有する者にあっては、すべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納がない者であること。
- ⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

- 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が經營に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 提出書類および提出方法等

#### （1）参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和8年3月3日（火）17時 必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、提案者が用意するデータ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部DX推進課 TEL 0776-20-0267 E-mail <a href="mailto:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp">dx-suishin@pref.fukui.lg.jp</a>
④ 提出書類	<p>ア 企画提案参加申込書（別紙様式1）</p> <p>イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等）</p> <p>ウ 競争入札参加資格通知書の写し 競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること</p> <p>エ 福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）※3ヶ月以内に取得したもの</p> <p>オ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3）（税務署）※3ヶ月以内に取得したもの</p>
⑤ 提出資料等の様式	実施要領および各種様式等関係書類については、福井県ホームページからダウンロードすること。

## （2）参加資格審査の結果通知

上記（1）により、企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年3月9日（月）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

## （3）企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和8年4月1日（水）12時 必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、提案者が用意するデータ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部DX推進課 TEL 0776-20-0267 E-mail <a href="mailto:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp">dx-suishin@pref.fukui.lg.jp</a>
④ 提出書類	ア 企画提案書 イ 【別紙】CMS機能要件適合表 ウ 見積書（構築に係る費用） エ 見積書（運用保守に係る費用） ※いずれも詳細内容は別紙「提案書作成要領」に記載のとおり。
⑤ 留意事項	・企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。 ・提出された書類は、一切返却しない。 ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。 ・期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。 ・福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

## 4 本業務に関する質問事項

質問は、「質問票」（別紙様式2）により、令和8年3月13日（金）17時（必着）までに電子メールにより提出すること（提出先：[dx-suishin@pref.fukui.lg.jp](mailto:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp)）。

質問の回答は電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 5 契約委託先候補者の選定および選定結果の通知

### （1）企画提案書の審査

提出された企画提案書は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、4月6日（月）を予定しており、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、日程・場所等の詳細については別途通知する。

### （2）審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容（企画内容、実施体制、経費など）について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

評価は、別資料の審査基準表に基づいて行う。なお、審査の評価基準や配点等に関する質問は、一切受け付けない。

### （3）選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

## 6 その他

- (1) 本プロポーザルの委託先候補者決定の効果は、令和8年度当初予算発効時において生じる。
- (2) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (3) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。ただし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。
- (4) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国外以外の国の法令に基づき保護される第三者の見地の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。
- (9) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (10) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

## 7 Summary

### (1) Subject matter

Proposals for Prefectural Website Renewal and Operation & Maintenance Services.

### (2) Proposal submission deadline

12:00p.m. on April 1,2026

### (3) Contact point for the notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (TEL 0776-20-0267)